

(案)

○環境省訓令第 号

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 24 年 月 日

環境大臣 細野 豪志

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

環境省行政文書管理規則（平成 23 年環境省訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「環境省」を「環境省（原子力規制委員会を除く。以下同じ。）」に改める。

附則第 1 項中「訓令」を「規則」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 月 日から施行する。

○環境省行政文書管理規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項に基づき、<u>環境省（原子力規制委員会を除く。以下同じ。）</u>における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この<u>規則</u>は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項に基づき、<u>環境省</u>における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この<u>訓令</u>は、平成23年4月1日から施行する。</p>

(理由)

環境省の外局に原子力規制委員会が設置されることに伴う改正。
原子力規制委員会設置の日（平成24年 月 日）から施行する。